

## 会議録（１）

会議の名称	令和４年度第２回飯能市都市計画審議会
開催日時	令和４年１１月１７日（木） 開会 午前１０時００分 閉会 午前１０時４５分
開催場所	飯能市役所本庁舎５階 第１・２委員会室
議長氏名	宮下 清栄
出席委員	宮下 清栄 熊田 俊郎 吉田 勝紀 佐野 純一 石森 義朗 野田 直人 鳥居 誠明 滝沢 修 坂井 悦子 武田 一宏 熊田 尚子
欠席委員	吉田 行男
説明者等出席者氏名	市長 新井 重治 建設部長 的板 幹雄 建設部参事兼都市計画課長 木崎 晃典 建設部都市計画課移住支援室長 栗田 孔崇 建設部都市計画課主幹 町田 則之 建設部都市計画課主任 伊藤 惇人
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	建設部参事兼都市計画課長 木崎 晃典 建設部都市計画課移住支援室長 栗田 孔崇 建設部都市計画課主幹 町田 則之 建設部都市計画課主任 伊藤 惇人



## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
	10：00 開会
都市計画課主幹	<p>ただいまから、審議会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、本日の出欠席について報告させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は11名でございます。</p> <p>なお、吉田行男委員からは欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>飯能市都市計画審議会条例第7条第2項の規定に基づく定足数を満たしておりますので、ただいまから令和4年度第2回飯能市都市計画審議会を開会させていただきます。</p> <p>本日は公開の会議としておりますので、傍聴を希望される方につきましては、傍聴席で傍聴していただきますのでご承知のほどお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の2 挨拶に移ります。</p> <p>開会にあたりまして、宮下会長からごあいさつを頂戴したいと存じます。</p>
会 長	(会長あいさつ)
都市計画課主幹	続きまして、市長からごあいさつを申し上げます。
市 長	(市長あいさつ)
都市計画課主幹	次に資料の確認をさせていただきます。
	(配付資料の確認)
都市計画課主幹	<p>はじめに、本日の諮問事項について、「諮問書」を市長から会長にお渡しさせていただきます。</p> <p>お手数ではございますが、会長はその場でご起立いただきますようお願いいたします。</p>
市 長	(諮問書朗読し、会長に渡す)
都市計画課主幹	ここからは、飯能市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、宮下会長に議長をお願いし、議事を進行していただきます。
議 長	<p>次第に従いまして、議事（1）飯能都市計画生産緑地地区の変更についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

## 会議録（４）

発 言 者	発 言 内 容
建設部参事兼都市計画課長	(資料1-1～1-2に沿って説明)
議 長	説明は以上でございます。質疑等がございますか。
野田委員	区画整理事業がだいぶ進んでおり、今回の諮問6か所のうち半分は仮換地先の使用収益の開始による変更ですが、各区画整理事業地内の使用収益の開始状況はいかがでしょう。
建設部参事兼都市計画課長	<p>区画整理事業につきましては、早期完了に向けて、取り組んでいるところでございます。また、阿須小久保線や元加治駅南口駅前通り線などの都市計画道路につきましては、だいぶ事業が進捗してまいりました。</p> <p>区画整理事業地内の仮換地先の使用収益の開始状況につきましては、令和3年度末の時点で笠縫地区が69.6%、双柳南部地区が54.9%、岩沢北部地区が32.5%、岩沢南部地区が22.2%と進捗しており、引き続き使用収益の早期開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。</p>
佐野委員	生産緑地地区の面積要件は、500㎡以上ということですが、第120号生産緑地地区の資料を見ると飛換地になるかと思えます。面積要件は満たしているということでしょうか。
建設部参事兼都市計画課長	一団で考えることで500㎡以上の面積がございますので、面積要件については満たしております。
議 長	他に質疑等ございますか。
	(「なし」の声あり)
議 長	<p>ないようですので、以上で質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>「飯能都市計画生産緑地地区の変更」について、原案のとおり可決することにご異議ございますか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議が無いようですので、原案どおり可決することといたします。答申書につきましては、後日、私から市長あてに提出させていただきます。

## 会議録（５）

発 言 者	発 言 内 容
	<p>だきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に議事（２）飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について（報告）、議事（３）飯能都市計画区域区分について（報告）、議事（４）飯能都市計画用途地域について（報告）、議事（５）飯能都市計画都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積について（報告）は関連することから、一括して議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（資料２－１～２－５に沿って説明）</p>
建設部参事兼都市計画課長	
議長	説明は以上ですが、何か質疑等ございますか。
石森委員	資料２－１の２９ページの（２）産業の規模に、平成２７年の総生産額と令和１２年の総生産額がありますが、この数字の根拠を教えてくださいませんか。
建設部参事兼都市計画課長	お質しの件につきましては、埼玉県が社会情勢等を勘案して算出しているものと承知しております。
野田委員	資料２－５にある今後の予定ですが、令和５年５月～７月に予定されている市都市計画審議会において諮問事項になるのは、市に決定権がある「飯能都市計画用途地域」のみだと思ひますが、「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「飯能都市計画区域区分」及び「飯能都市計画都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積」については、どのような手続きになりますか。
建設部参事兼都市計画課長	<p>お質しのとおり、「飯能都市計画用途地域」につきましては、市決定の都市計画でございますので、令和５年２月に予定をしている法定の案の縦覧を踏まえ、令和５年５月～７月に予定している市都市計画審議会に諮問させていただくことになります。</p> <p>「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「飯能都市計画区域区分」及び「飯能都市計画都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積」につきましては、いずれも県決定でございます。手続きとしては、令和５年２月に予定をしている法定の案の縦覧を踏まえ、令和５年５月～７月に県から市に意見照会がある予定であり、令和５年９月に予定されている県都市計画審議会に諮問される予定のものでございます。</p>

## 会議録（６）

発 言 者	発 言 内 容
坂井委員	<p>なお、「飯能都市計画都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積」につきましては、建築基準法の規定により、都道府県の都市計画審議会の議を経て指定することになっており、関連する都市計画に準じて手続きを行うものでございます。</p> <p>資料２－１「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、県が定める計画であると認識していますが、飯能市の特性や状況についても記載があります。</p> <p>そこで、この第８回定期見直しに合わせて、市が見直している部分があるのでしょうか。</p> <p>それとも、あくまで県の方針に従うものになるのでしょうか。</p>
建設部参事兼都市計画課長	<p>「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」につきましては、お質しのとおり県決定の計画でございます。</p> <p>この上位計画の「まちづくり埼玉プラン」では、立地適正化や公共交通ネットワークとの連携強化、防災・減災、空き家対策等の地域の課題が謳われており、最終的には県が決定するものですが、市とも協議をしながら進めているものでございます。</p>
議 長	<p>他に質疑等ございますか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
議 長	<p>ないようですので、議事（２）～（５）は終了といたします。</p> <p>次に議事（６）特定生産緑地の指定について（報告）を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
建設部参事兼都市計画課長	<p>（資料３に沿って説明）</p>
議 長	<p>説明は以上ですが、何かご質疑等ございますか。</p>
鳥居委員	<p>まず、特定生産緑地に指定した筆数は４２１筆とご説明いただきましたが、市内の生産緑地地区は１８６地区でよろしいでしょうか。</p>
建設部参事兼都市計画課長	<p>複数の筆が一団で生産緑地地区を構成しているところもございしますので、地区数は１８６地区でございます。</p>

## 会議録（７）

発 言 者	発 言 内 容
鳥居委員	次に、適正に管理されていない生産緑地があると思いますが、その数は現在どのくらいありますか。
建設部参事兼都市計画課長	数としては把握はしておりませんが、相談や苦情がありました時点で農業委員会と連携して指導を実施することになります。
鳥居委員	しっかりと監督していただきたいと思います。 また、指導した場合の報告や記録はどのようにしているのでしょうか。
建設部参事兼都市計画課長	農業委員会と都市計画課で記録を作成して情報共有をしていくことになります。
議 長	他に質疑等ございますか。  (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、以上で議事を終了とし、進行を事務局にお返しします。
都市計画課主幹	ありがとうございました。 先ほどご議決いただきました諮問事項については、後日、答申書の写しを委員の皆様へ送付いたしますので、ご承知いただきますよう、よろしく申し上げます。 続きまして、次第の「４ その他」でございますが、事務局から連絡事項がございます。
都市計画課主幹	都市計画道路、久下六道線整備事業につきましては、歩道が未整備である飯能駅前交差点から飯能郵便局交差点までの、延長約380mの区間の測量に着手いたしましたのでご報告いたします。
都市計画課主幹	事務局からは以上ですが、委員の皆様から何か報告などございますでしょうか。  (「なし」の声あり)
都市計画課主幹	ないようですので、閉会に際しまして、建設部長からごあいさつ申し上げます。

## 会議録（８）

発 言 者	発 言 内 容
建設部長  都市計画課主幹	(部長あいさつ)  以上をもちまして、令和４年度第２回飯能市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。 本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。  10：45 閉会
議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。  令和 年 月 日  署 名 _____	